◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３０１号（H27.　5. 29）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝３件（５月２２日～５月２８日分）
（１）法人タクシーの転落事故
（２）法人タクシーと路面電車の衝突事故
（３）トラックの追突事故
２．「不正改造車を排除する運動」強化月間（６月）が始まります！
３．乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
４．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
５．トラックの保有車両数が５両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
６．自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
７．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
８．ホイ-ル･ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
９．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
１０．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
１１．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
１２．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１３．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１４．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１５．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

事故は、見通しの悪い交差点において、タクシーが交差点を直進しようとしたところ、ワゴン車が右側から一時停止を無視して直進してきたため、避けられず衝突し、２台とも道路脇の田んぼに転落したもの。

（２）法人タクシーと路面電車の衝突事故
５月２５日（月）午後１１時２０分頃、富山県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客２名を乗せて運行中、路面電車と衝突した。
この事故による負傷者はない。
事故は、タクシーが乗客の指示により右折するため、軌道敷内に進入しようとしたところ、後方から路面電車が接近していることに気付きブレーキをかけたが間に合わず、路面電車と衝突したもの。

（３）トラックの追突事故
５月２５日（月）午前３時５０分頃、滋賀県の高速道路において、岡山県に営業所を置くトラックが運行中、前方で発生した追突事故により停車していた乗用車に追突した。
この事故により、乗用車の運転者が死亡し、また、直前に発生した追突事故において、乗用車に追突されたトラックの運転者が軽傷を負った。
事故は、乗用車がトラックと追突事故を起こし、走行車線で停車していたところへ、後続の当該トラックが前方不注意により追突したもの。
なお、現場付近は約５時間半通行止めになった模様。

◇◇◇

【実施事項】
　１．全国で１６８回の街頭検査を計画
　２．「不正改造車・黒煙１１０番」の設置
　３．不正改造実施者に対する立入検査等
　４．自動車使用者等への啓発

詳しくはこちらをご覧ください。
→　URL：http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000107.html

◇◇◇

日、当該報告書を公表いたしましたのでお知らせします。

・事業用自動車事故調査報告書（トラクタ・コンテナセミトレーラの横転事故）
・事業用自動車事故調査報告書（大型トラックの積載物（劇物）落下漏洩事故）

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html

◇◇◇

でお問い合わせください。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety028.html

◇◇◇

警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。
高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html

◇◇◇

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕

・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
・H19年6月：ＳＡＳ対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」

◇◇◇

ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆